



黒川美克 議員

福祉行政について

問 宅老所の現況について。

答 平成11年度及び平成12年度に、市内5ヶ所に開設され、昨年度は、33グループ、総勢257名のボランティアの方にご協力をいただき、宅老所の運営を、延べ利用者数は5678名の方が利用されました。

問 宅老所の成果と課題について。

答 成果としては、高齢者の居場所等を提供することで多くの高齢者の方が地域の方々と楽しく交流され、宅老所の利用者は、増加傾向にあります。課題としては、徐々にグループ化が進み、新規利用者が溶け込みにくい環境下にある宅老所もあり、利用者だけでなく、ボランティアの高齢化も深刻な課題です。

問 宅老所の今後の考え方について。

答 今後ますます高齢化が進む中、介護予防や認知症予防とい

った部分に力点を置き、利用者の方々にも何らかの責任と役割を持っていただくことにより、生きがいの創出へとつなげたい。

生涯学習教育について

問 市立図書館と学校図書室の現況と課題について。

答 文部科学省が平成5年3月に「学校図書館図書標準」を示しており、これを目標に整備を進めており、本市は全ての学校において標準数値を満たしています。現在、小中学校すべてにおいて司書教諭を配置し、司書教諭を中心として学校図書室の充実に向けて努めています。教諭である以上、授業や担任を持ちながらの兼務で図書室の運営をしているのが実情で、課題でもあると考えています。

問 子どもを育むという視点で市立図書館と学校図書室の役割について。

答 子どもが読書の楽しさに触れ、その魅力を感じることで、できるよう、学校図書室への支援を積極的に行い、子どもの読書環境を充実させるため、市立図書館のノウハウを生かし、学校図書室運営における様々な課題の解決に向けて検討を進めていくとあります。

産業行政・福祉行政について

問 高浜市の企業支援施策は。

答 産業立地の促進、産業構造の多角化及び高度化の推進並びに雇用の拡大が目的の「高浜市産業立地の促進に関する条例」。

企業誘致の促進、設備の充実、雇用機会の拡大が目的の「高浜市企業誘致等に関する条例」。企業等の流出防止、雇用の維持拡大及び経営基盤の強化が目的の「高浜市企業再投資促進補助金交付要綱」を施行している。

問 既存敷地内では工場拡張する余地が無い等の要因に対する新たな企業支援策の考えは。

答 平成27年1月施行を目指し、既存敷地内での工場の拡張余地を創出し、企業の新たな設備投資等のために、工場立地法における緑化率等の緩和を行う。

問 権利擁護推進センター設置検討会から提案された高浜市の権利擁護体制の方向性は。

答 権利擁護体制の全市的な再



北川広人 議員

構築を進めるためには、福祉のワンストップサービスとしての機能を最大限に活かす方策、「権利擁護支援センター」を設置し、権利擁護に係る「いきいき広場」全体のマネジメント機能を担うことや専門的支援機関としての役割を持ち、地域の関係機関とのネットワーク構築等を行う必要性を提案された。

問 権利擁護推進センターの運営体制は。

答 高浜市と社会福祉協議会との共同運営し、事務局は社協が担い、行政が支える構造とする。「権利擁護支援システム推進委員会」を設置し、センターと行政機関や地域との連携等、広い視点に立った市全体の支援システムの推進を検討する場とする。学識経験者・司法関係者・医療関係者・民生委員・事業者・市職員等を委員とした組織で、センター機能を充実するために検討等を行う「権利擁護支援センター運営部会」を設置し、事務局と共にセンター運営に当たる。

問 今後のスケジュールは。

答 権利擁護支援センターは10月1日開設し、弁護士・司法書士等による専門相談を実施し、成年後見活動支援機能は平成28年を目処に進める。